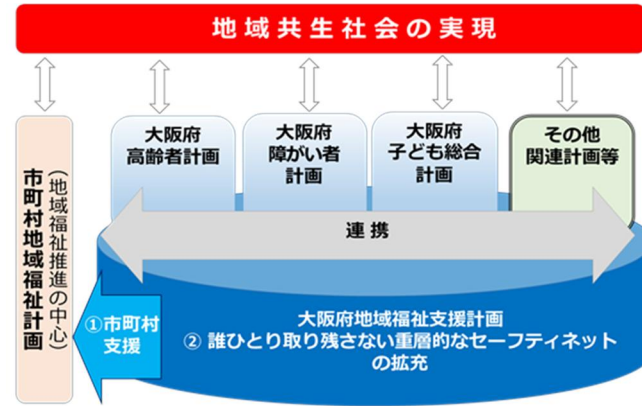
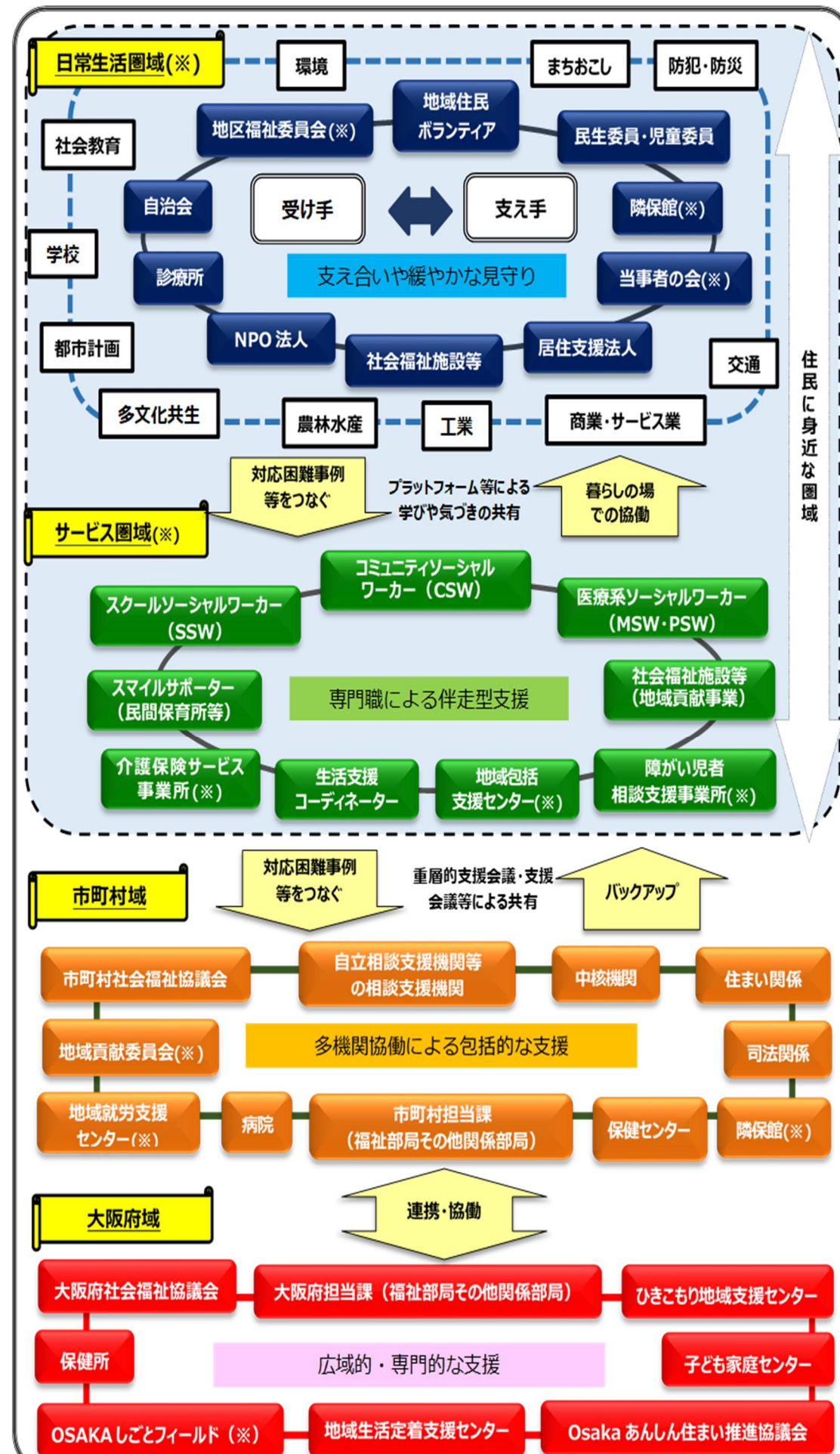


1. 計画の位置づけ・めざすビジョン・計画期間

- **位置付け**：社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画
  - ①地域福祉を推進する市町村地域福祉計画を支援
  - ②各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充について定める
- **めざすビジョン**：
  - 『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』
  - 『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』
  - 『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会』
- **計画期間**：令和6年度から令和11年度（6年間）※令和8年度に中間見直し



大阪府の包括的な支援体制（イメージ）

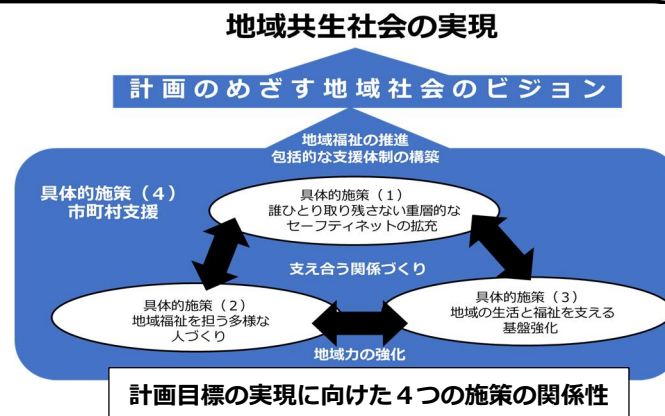


2. 地域福祉を推進する具体的施策

地域福祉施策の方向性

■ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合える地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」をめざし、地域コミュニティを育成し、地域住民や支援機関等が福祉等の公的なサービスと協働して地域生活課題の解決に取り組む「包括的な支援体制の整備」を推進していく。

4つの方向性に沿って、具体的な施策を展開



施策の方向性	重点取組み	主な目標・指標
(1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充	①重層的支援体制整備事業の推進 ②地域における権利擁護の推進 ③生活困窮者への支援 ④虐待やDV防止に向けた地域における取組みの促進 ⑤様々な課題への対応（ひきこもり、ヤングケアラー等）	①重層的支援体制整備事業及びその移行準備事業の全市町村実施 ②権利擁護支援の地域ネットワークの構築（中核機関・市民後見人養成・支援事業の全市町村実施、法人後見実施団体の育成） ③生活困窮者自立支援制度に基づく努力義務・任意事業のうち家計改善支援事業を全自治体で実施 ④ひきこもり支援「市町村プラットフォーム」を早期に全市町村構築 ⑤ヤングケアラー相談窓口を全市町村に設置
(2) 地域福祉を担う多様な人づくり	①地域福祉のコーディネーターの協働 ②民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ③多様なボランティアの参加促進・機会創出 ④災害等における避難行動要支援者への支援体制の充実 ⑤介護・福祉人材の確保 ⑥教育・保育人材の確保	①CSWを全中学校区に1名配置（政令・中核を除く） ②制度の狭間を埋める連携ができるよう研修等を市町村へ働きかけ ③災害対策基本法から概ね5年以内の個別避難計画の作成を支援 ④市町村や関係機関等との連携により平常時からの見守り等の取組みを進める。 ⑤需要推計を上回る介護・福祉人材の確保 ⑥教育・保育人材の確保と研修等による保育の質の向上
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化	①安全・安心な福祉のまちづくりの推進 ②社会福祉協議会に対する活動支援 ③地域の多様な主体の協働 ④福祉基金の活用・推進 ⑤矯正施設退所予定者等への社会復帰支援 ⑥第三者評価等による福祉サービスの質の向上 ⑦社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査	①居住支援協議会を設置した市町村の人口カバー率を50%以上をめざし積極的に支援を行う。
(4) 市町村支援	①地域の実情に合わせた施策立案の支援 ②市町村地域福祉計画等の策定・改定支援	